二戸地区広域行政事務組合告示第●●号

本組合が設置する一般廃棄物処理施設（ごみ焼却施設）の基幹的設備改良工

事のため、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第９

条の３第１項に規定する周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査を実

施したので、二戸地区広域行政事務組合一般廃棄物処理施設に係る生活環境調

査結果の縦覧等の手続きに関する条例（平成31年二戸地区広域行政事務組合条

例第１号）の規定により、当該調査書を公衆の縦覧に供する告示を次のように

定める。

令和元年10月２日

二戸地区広域行政事務組合

管理者　二戸市長　藤　原　　　淳

記

１　施設の名称

　　二戸地区クリーンセンター

２　施設の設置場所

　　岩手県二戸市石切所字二枚平地内

３　施設の種類

　 ごみ処理施設（焼却施設）

４　施設において処理する一般廃棄物の種類

　　都市ごみ（一般可燃ごみ、破砕生成可燃物、し尿汚泥）

５　処理能力

　　90t/24h（45t/24h×２炉）

６　実施した生活環境影響調査の項目

　　大気質

７　報告書の縦覧場所

　　二戸地区広域行政事務組合　二戸地区クリーンセンター事務所

　　岩手県二戸市石切所字二枚平19番地１

８　調査書の縦覧期間

　　告示の日から令和元年11月１日（金）まで（土曜、日曜及び祝日を除く。）

９　調査書の縦覧時間

　　午前９時から午後４時45分まで

10　意見書を提出する場合の提出先及び提出期限

　・提出先

二戸地区広域行政事務組合　二戸地区クリーンセンター事務所

　　岩手県二戸市石切所字二枚平19番地１

　・提出期限

　　令和元年11月●日　午後５時15分まで